# 児童に関する手当

**•** 

**\** 

**•** 

**+** 

本松本

福祉課障害福祉係(四内線1159)住民福祉課福祉子ども係(四内線2153)

(四内線1159)

子ども課子ども育成係(公内線116

# 福祉に関する手当のご案内

給されます までの、日本国内に居住する(海外留 15歳に達する日以降の最初の3月31日 学を除く)児童を養育している人に支

#### 支給額(月額)

### 0歳から3歳未満

15,000円(一律)

## 3歳以上小学校修了前

000円 10,000円(第3子以降は15

#### 中学生

10,000円(一律

## 所得制限限度額以上

5,000円(一律)

※受給者が公務員になったとき、公務 ※公務員の人は勤務先で手続きをして ください。

員でなくなったときは市と勤務先への 届出が必要です。

届を提出する必要があります。 ※手当を受給している人は6月に 現現況

を同じくする父、父母以外で児童を養 以上の障害のある場合は20歳未満)ま で)を監護する母、児童を監護し生計 児童(18歳到達年度の末日(一定基準

> るなど)です は母が一定基準以上の障害の状態にあ る児童(父母が離婚している・父また もしくはひとり親に相当する状態にあ 育している人に支給されます。 手当の対象となる児童は、 ひとり親

場合などは手当が支給されません。 支給額(令和2年4月~(月額)

※児童が児童福祉施設に入所している

#### 全部支給の場合

第3子 第2子 第 1 子 10, 4 3, 6, 1 1 0 円 1 9 0 円 1 6 0 円

#### 部支給の場合

※手当を受給している人は8月に現況 どはお問い合わせください。 ※受給資格要件や、所得制限限度額な 部が停止されることがあります。 ※受給資格者、扶養義務者などの前年 届を提出する必要があります。 の所得に応じて、手当の全部または 所得に応じて手当額が決まります。

は父母に代わって児童を養育している 所得の高い方が受給者となる)、また **監護している父もしくは母(どちらか** 心身に障害のある20歳未満の児童を

> せん。 受給できる場合は、手当が支給されま ※児童が児童福祉施設などに入所して いる場合や、障害を事由とする年金を 人に手当が支給されます。

#### 支給額 令和2年4月~ 月額

状況届を提出する必要があります。 ※手当を受給している人は8月に所得 限限度額などはお問い合わせください。 ※受給資格要件、障害の程度、所得制 が停止されることがあります。 どの前年の所得に応じて、手当の全部 ※受給資格者や配偶者、 2級…34,970円 1級…52,500円 扶養義務者な

## 手当の支給は原則として申請の翌月分

## は手続きが必要です なお、受給中に次の事由が生じたとき

氏名に変更があったとき ・受給者または支給対象児童の住所や 減った

・養育する児童が増えたとき、

意ください。 ※手続きが遅れると手当が受給できな い月が生じたり、 ・受給資格がなくなったとき していただくことがありますのでご注 受給した手当を返還 など

※各手当に関する詳細は、 ムページをご覧ください。 安中市ホ

20歳未満の人。ただし、障害を支給事 常生活において常時介護を必要とする 対象児:在宅で重度の障害があり、 支給額:月額14, 祉施設へ入所中の人は除きます。 由として給付を受けている人や社会福 880円(令 和2  $\exists$ 

## 年4月~)

以上入院している人は除きます。 り、日常生活において常時特別な介護 対象者:在宅で著しく重度の障害があ 年4月~) **支給額**:月額27,350円(令和2 社会福祉施設へ入所中や病院に3ヶ月 を必要とする20歳以上の人。ただし、

が停止されることがあります。 ※受給資格者や配偶者、扶養義務者な どの前年の所得に応じて、 手当の全額

当と併せて受給できます。 ※障害児福祉手当は、

特別児童扶養手

得状況届を提出する必要があります。 ださい。 限限度額など詳しくはお問い合わせく ※受給資格要件、障害の程度、 ※受給されている人は、毎年8月に所 所得制

4